

コロナ禍における矢作川流域圏懇談会の開催方針（令和4年度）

【緊急事態宣言発出期間(まん延防止等重点措置発出期間を含む)中】

① 室内における懇談会

開催会場の自治体の方針に従うことを原則とした上で、検温、アルコール消毒、マスクの着用、換気及びソーシャルディスタンスの徹底等、感染・まん延防止対策を実施した上で開催する。会議形式は、オンラインによる参加を基本とし、対面形式の人数を最小限(会議室の収容人数の3分の1以下)にした上で開催する。

② 野外における懇談会(フィールドワーク・勉強会)

感染・まん延防止対策を徹底した上で開催するが、三密を回避できない乗用車及びマイクロバスの利用は禁止とする。

③ 宿泊・会食を伴う懇談会・勉強会

すべて中止とする。

【平常時(上記期間外)】

① 室内における懇談会

検温、アルコール消毒、マスクの着用、換気及びソーシャルディスタンスの徹底等、感染・まん延防止対策を徹底したうえで開催する。会議形式は、対面とオンラインを併用することを基本とする。

② 野外における懇談会(フィールドワーク・勉強会)

検温、マスク等の着用に努めるを確実に行う。また、移動にバスや乗用車を利用する際は、乗車人数を定員の半分程度にするとともに、窓を開けて換気を良くし、交互に座るなどの対策を講じる徹底する。

③ 宿泊・会食を伴う懇談会・勉強会

当面、公式での開催は見合わせる。

以上